

原 第 3 9 号
平成28年7月1日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清 水 希 茂 様

松江市長 松 浦 正 敬

島根原子力発電所1号機の廃止措置について（回答）

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき平成28年4月28日付け島原本広第80号で申し入れのあったことについては、国へ廃止措置計画認可申請を行い、審査を受けることを了承します。

協定第6条の規定に基づく計画等に対する事前了解については、国の審査結果等を踏まえ、改めて最終判断しますので了知願います。

なお、国の審査を受けるにあたっては、別紙の要請事項を踏まえ適切に対応するとともに、廃止措置における万全の安全確保に取り組むようお願いします。

また、別添の要請を国に対し行うので、適切に対応されるよう申し添えます。

要 請 事 項

1. 使用済燃料の貯蔵・管理を厳格に行うとともに、廃止措置計画に定められた期間内に、敷地外へ全量搬出・譲渡しができるよう、関係事業者等と連携をとり、計画的に進めること。
2. 島根原子力発電所敷地内に保管されている使用済燃料については、再処理施設の運転開始により搬出が可能となった段階で速やかに搬出する必要があるため、その搬出を促進するために本市が行う使用済燃料への課税等の取り組みについて、真摯に協力すること。
3. 廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物について、敷地外における廃棄先を早期に確保できるよう社を挙げて取り組むとともに、計画的な管理・搬出が可能なよう万全の備えをとること。
4. 周辺住民の安心・安全及び作業員の安全確保を最優先とし、以下の事項について考慮しつつ廃止措置を計画すること。
 - ① 廃止措置の工程に応じ、必要な保安設備の運用及び維持管理を適切に行うとともに、地震等の自然災害への対応を含め安全性の確保に万全を期すこと。
 - ② 廃止措置の具体的な作業については、作業員の被ばく軽減対策、周辺環境への影響防止対策など、適切に計画すること。
 - ③ 使用済燃料がある間は原子力災害対策が必要であることを認識し、重大事故の発生に備えた安全対策を万全なものとし、実動訓練等により所員の事故対応能力を不断に向上させること。
5. 廃止措置に関する新たな技術的知見を適切に取り込むなど、継続的な安全性向上及び工期短縮等に努めること。
6. 原子力規制委員会の審査状況や、審査中に発生した変更点等について、適宜、市及び市民に丁寧な情報提供を行うこと。
7. 社長のトップマネジメントのもと、廃止措置を円滑に進めるための体制を確立するとともに、廃止措置が長期にわたることを踏まえ、社員及び協力社員の廃止措置に係る技術的能力向上及び安全文化醸成に不断に取り組むこと。

(別 紙)

8. 廃止措置を実施するにあたり、地元企業への発注や地元雇用等、地域振興に最大限努めることとし、その取り組み内容について明らかにすること
9. 原子力部門や研究施設等の本社機能移転については、長期的且つ多角的な視点を持ち、実現に向けて努力すること。

原子力規制委員会への要請事項

1. 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の審査にあたっては、市民の安全確保を最優先として厳格に行っていただくとともに、以下の点にご配慮いただきたい。
 - ① 使用済燃料の搬出及び譲渡しや、低レベル放射性廃棄物の廃棄を含め、廃止措置計画に従い計画的且つ適切に行われるよう、実行可能性の観点を含めた審査を行っていただきたい。
 - ② 地震等の自然災害に対する安全性及び重大事故の発生に備えた安全対策の妥当性について、厳格に確認していただきたい。
 - ③ 安全対策については、設備面の対応だけでなく、組織体制、人員、手順、教育及び訓練など、廃止措置を適切に実施できる体制及び能力を有していることも含め、厳格な審査を行っていただきたい。
2. 廃止措置に関して国内外から得られた新たな知見については、速やかに審査基準に反映し、中国電力（株）に対して適切な指導を行っていただきたい。
3. 審査結果については、市及び市民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。
4. 低レベル放射性廃棄物の廃棄が計画的に進むよう、低レベル放射性廃棄物に係る規制基準等を早期に策定していただきたい。

経 済 産 業 省 へ の 要 請 事 項

1. 核燃料サイクルの実現は、原子力政策の基本方針であり、国が責任を持ち、早期に確立すること。
2. 廃炉に伴い発生する放射性廃棄物や使用済燃料については、発電所敷地外への早期搬出が基本であるとの認識に立ち、処理・処分にかかる諸課題について、国の主導によって解決に向けた取組を強力に進めること。
3. 特に、日本原燃株式会社の再処理施設は、予定されている 2018 年上期の確実な竣工・運転開始に向け、国としても積極的に取り組むこと。
4. 電源三法交付金について、立地自治体が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。